

東近江市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

計画の背景及び策定の経緯

新型インフルエンザ及び新感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は発生すると、ほとんどの人が免疫を獲得していないため、世界的な大流行となり大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

このことから、国全体の危機管理として対応するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）が平成25年4月13日に施行され、これに基づき市行動計画を策定した。策定の経緯は以下のとおりである。

- ・ 新型インフルエンザ等対策政府行動計画（平成25年6月）策定
（特措法第6条に基づく計画）
- ・ 滋賀県新型インフルエンザ等対策行動計画（平成26年3月）策定
（特措法第7条に基づく計画）
- ・ 東近江市新型インフルエンザ等対策行動計画（平成27年3月）策定
（特措法第8条に基づく計画）

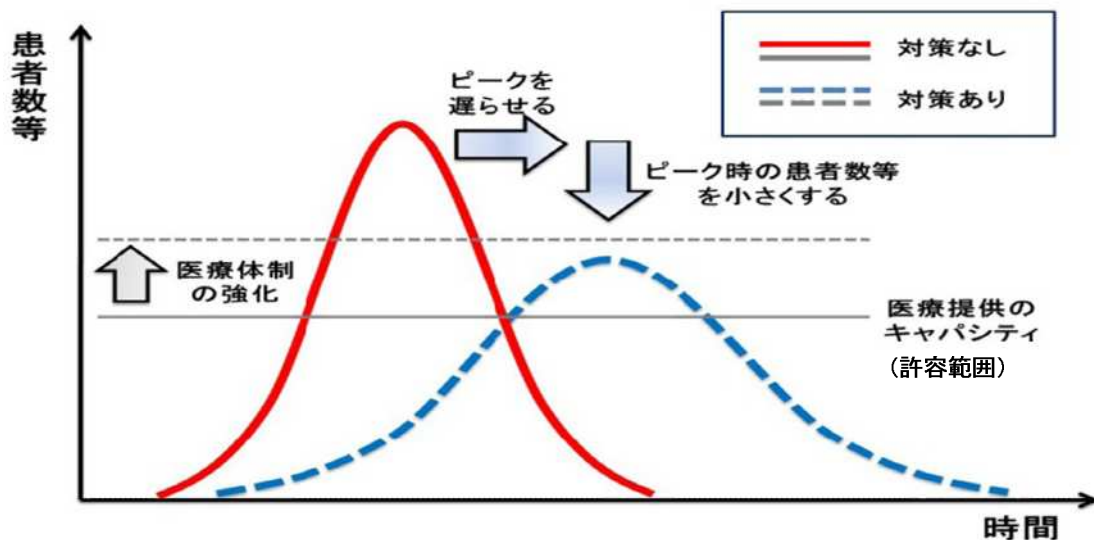
計画の対象となる感染症

- ・ 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症
- ・ 感染症法第6条第9項に規定する新感染症（全国かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）

目的

- ・ 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- ・ 市民の生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

<対策の効果 概念図>



対策実施上の留意点

- ① 基本的人権の尊重
- ② 危機管理としての特措法の性格
- ③ 関係機関相互の連携協力の確保
- ④ 記録の作成・保存

被害の想定

インフルエンザの重症度	全国の想定		県内の想定		市内の想定	
	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
①発症率	25%が発症		同左		同左	
②発症者数	約3,190万人		約35万人		約2.9万人	
③医療受診者	約1,300万人～2,500万人		約14.4万人～27.6万人		約1.2万人～2.3万人	
④入院患者数上限	約53万人	約200万人	約5,800人	約22,000人	約480人	約1,800人
⑤死亡者数上限	約17万人	約64万人	約1,900人	約7,000人	約150人	約580人
⑥最大入院患者数 (1日あたり)	約10.1万人	約39.9万人	約1,100人	約4,400人	約 90人	約360人

※市の人口115,758人(平成26年3月末日)

社会への影響

- ① 市民の25%が、流行期間(約8週間)にピークを作りながら順次罹患する。
- ② 罹患者は7日から10日間程度順次罹患し欠勤する。
- ③ ピーク時(約2週間)に自身の発症での欠勤者は、約5%程度と想定される。
- ④ ピーク時(約2週間)に看護等での出勤困難者は、最大40%程度と想定される。

対策推進のための役割分担

国	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国全体の態勢の整備、対策の推進 ・ 地方公共団体及び指定(地方)公共機関が実施する対策を支援
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体(中心的な役割)
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民に対するワクチンの接種や住民の生活支援、要援護者支援等、国が示す基本的対処方針に基づき対策を実施
医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発生に備えた院内感染対策や医療資材器材の確保、診療継続計画の策定等 ・ 発生時は、診療継続計画等に基づき医療を提供
登録事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発生に備えた感染対策の実施、重要業務の事業継続の準備等 ・ 新型インフルエンザ等発生時における業務の継続
一般の事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発生に備えた職場における感染対策の実施 ・ 新型インフルエンザ等発生時に、一部事業を縮小 ・ 多数の者が集まる事業を行う場合、感染防止のための措置の徹底
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等に関する情報や発生時に取るべき行動等の知識の習得 ・ マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい等の感染対策の実践、食料品、生活必需品等の備蓄等 ・ 発生時に、状況や対策等の正しい情報を得て、感染拡大を抑える個人レベルの対策を実施

具体的な対策

- ① 実施体制・・・対策会議及び対策本部構成員は下記に記載
- ② 情報収集・情報提供及び共有
- ③ 予防及びまん延防止
- ④ 予防接種（特定接種、住民接種）
- ⑤ 医療
- ⑥ 市民生活及び市民経済の安定の確保

<対策会議及び対策本部構成員>

新型インフルエンザ等対策会議	新型インフルエンザ等対策本部
< 構成員 >	< 構成員 >
委員長 副市長 委員 教育長及び部長級の職にある者 のうちから委員長が指名する者 事務局 健康推進課	本部長 市長 副本部長 副市長 教育長 本部長 部長級の職にある者のうちから 本部長が指名する者 事務局 健康推進課

<市行動計画の発生段階>

発生段階	状 態
未 発 生 期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海 外 発 生 期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
県内未発生期	国内で新型インフルエンザ等が発生しているが、県内では発生していない状態
県内発生早期	県又は市内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
県内感染期	大規模流行が発生し、患者の接触歴が追えなくなった状態
小 康 期	新型インフルエンザ等の患者が減少し、低い水準でとどまっている状態

